

【レジューメ】本市の情報公開制度

1 目的【第1条】 P.49

- 1) 「知る権利」の保障
- 2) 説明責任
- 3) 市政への市民参加の促進
- 4) 「開かれた市政」の実現



2 基本原則【第2条】 P.51

- 1) 情報提供の推進
- 2) 公開原則
- 3) 個人情報保護
- 4) 分かりやすく、利用しやすい制度
- 5) 公正かつ迅速な救済

3 定義【第3条】 P.53

- 1) 情報
 - ①実施機関の職員が
 - ②職務上作成し、又は取得した
 - ③文書
 - ④実施機関が現に保存又は保管しているもの
- 2) 実施機関 P.55

4 情報の公開を請求する権利【第4条】 P.56

「何人（なんびと）」とは？

5 情報の公開義務【第5条】 P.58

- 1) 原則公開【第5条第1項】
- 2) 非公開とすることができる情報【第5条第2項】 P.61
 - ①個人に関する情報 P.62
 - ②法人情報 P.68
 - ③市が実施する事務又は事業のうち、 P.75
 - ア 意思決定過程情報 P.76
 - イ 市の機関等における協力関係維持情報 P.79
 - ウ 事務・事業の実施に関する情報 P.82
 - エ 犯罪誘発情報 P.85
 - ④法令秘情報 P.87
- 3) 存否応答拒否【第8条】 P.96
 - …「有」「無」さえ答えてはいけないもの

6 公開請求の手続き【第9条】 P.98

- 1) 窓口請求
- 2) その他の方法 →郵便、FAX、インターネット

(参考) 請求件数 令和6年度：54件 令和5年度：32件 令和4年度：73件

7 公開するかどうかの決定【第10条】 P.103

請求のあった翌日から起算して6日以内

8 一定期間経過後の情報の公表【第6条の2】 P.92

次の理由で非公開とした情報について、一定期間経過後に見直し公表するための規定

1) 個人情報【第5条第2項第1号】該当部分

非公開とされた年度の翌年度から起算し、20年経過後に当該情報を1年間公表。

20年後でも公表できない情報は、50年を経過するまで10年ごとに公表の可否を見直す。

2) 法人情報、行政運営情報、法令秘情報【第5条第2項第2号～第4号】該当部分

非公開とされた年度の翌年度から起算し、20年経過後に当該情報を1年間公表。

9 情報公開審査委員【第15条】 *現在は弁護士3名 P.131

1) 救済方法は3つ 逗子独自の救済機関、行政不服審査法、行政事件訴訟法

2) 非公開決定等に係る不服や相談を直接処理する簡易迅速な独任制の救済機関
独任性、3名(現在はすべて弁護士)、個人情報保護委員を兼ねる。

10 情報公開運営審議会【第16条】 *市民中心の合議体 7名 P.137

1) 制度の運営・改善等に関し、実施機関の諮問に応じ答申

2) 自ら調査審議して意見を建議

11 情報の管理等【第18条】 P.141

1) 情報の適正管理

2) 文書目録作成・閲覧を義務付け

3) 一定期間経過後の非公開情報の公表 →cf. 第6条の2

12 会議の公開【第20条】 P.146

1) 附属機関、懇話会等の会議は公開

ア 傍聴者名簿等の取扱い →cf. 個人情報保護条例第8条第1項

イ 会議録の作成 →cf. 会議録の作成に関する指針 P.163

ウ 会議の事前公表の徹底 →HPの作成、イベントカレンダーへのリンク付け

2) 庁内会議も公開するよう努力

13 情報提供の推進【第22条】 P.153

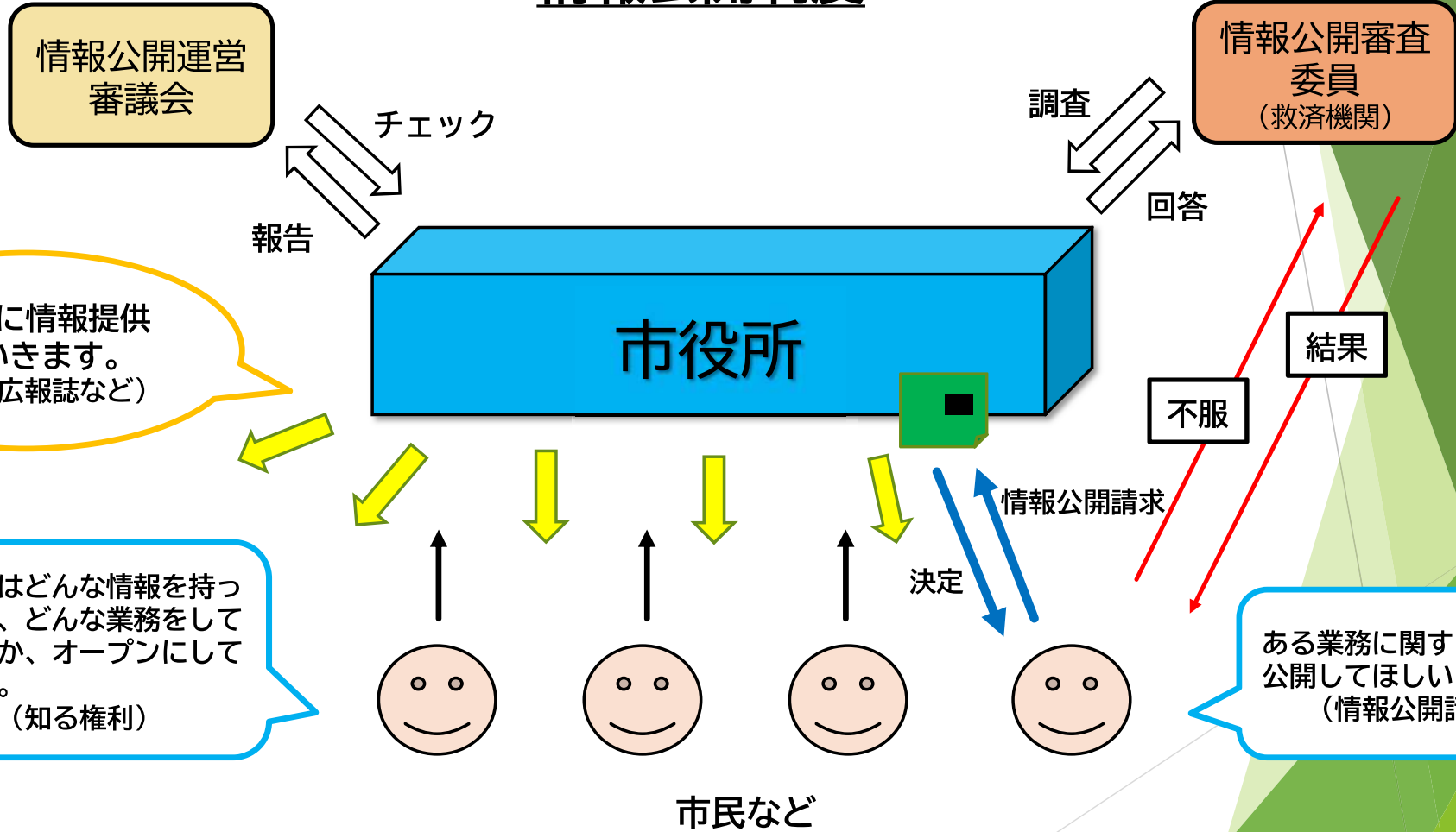
・市の重要な施策に係る条例の制定及び計画の策定に関する情報 ・予算に関する情報

・市民生活に影響を与える手数料等の公共料金に関する情報

正確でわかりやすく市民に提供するよう努めなければならない。→広報誌、HP

情報公開制度

(別紙1)



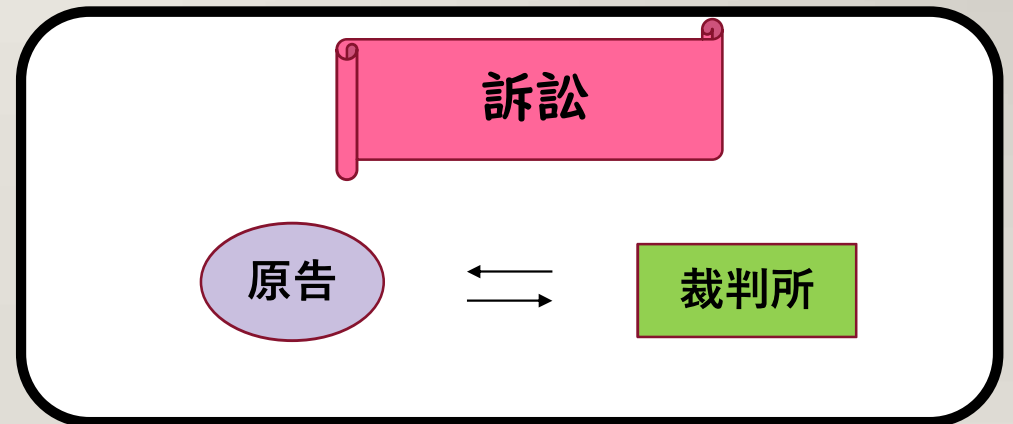
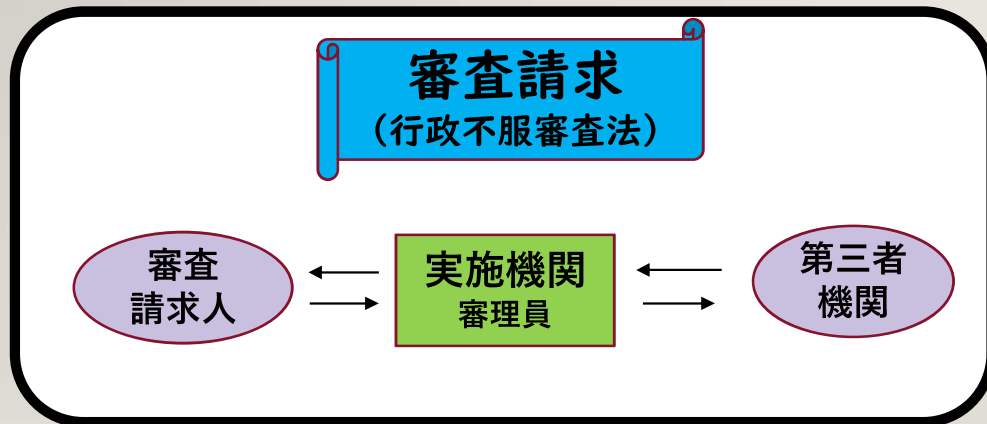
積極的に情報提供していきます。
(HP、広報誌など)

市役所はどんな情報を持っていて、どんな業務をしているのか、オープンにしてほしい。
(知る権利)

ある業務に関する情報を公開してほしい！
(情報公開請求)

救済機関

(別紙2)



情報公開課の業務



情報公開制度

- 「知る権利」を保障し、行政の透明性を確保するための制度
- 上位法はなく、「逗子市情報公開条例」により運用
- 請求の対象は、行政が保有している全ての文書
- 誰でも(市民以外でも)情報公開請求できる
- 救済機関として、情報公開審査委員(第三者機関)
- 会議開催の事前公表(HP)、お忘れなく！

個人情報保護制度

- 「プライバシー権」「自己情報のコントロール権」を保障
- 「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、「逗子市個人情報の保護に関する条例」を制定
- 請求の対象は、行政が保有している自分の情報
- 本人又は代理人が保有個人情報の開示請求できる
- 救済機関として、個人情報保護委員(第三者機関)

庁舎案内

「△△の手続きは何課？」
等への案内
実績：月平均 800 件程度

おくやみ案内

市内在住の方が亡くなった
際の手続きをご遺族に案内
実績：月平均 40～50 件程度

有償刊行物

都市計画、刊行物等の
有償刊行物の販売

逗子市広報キャラクター
シズオ



逗子ストーカー事件について

逗子ストーカー事件とは

2012年（平成24年）11月6日、逗子市のアパートで、セミナーコーディネーターの女性が、元交際相手の男に刺殺され、男もその場で自殺した。男は事件前に大量のメールを送信していたが、当時のストーカー規制法では執拗なメール送信は「つきまとい」に当たらないとして摘発されず、事件をきっかけに法改正された。

女性の住所は、探偵業者を通じて発注を受けた調査会社経営の男が、女性の夫を装い電話をかけて逗子市役所から聞き出していた。調査会社経営の男には2015年（平成27年）に偽計業務妨害などの罪で有罪判決が言い渡されている。

2016年（平成28年）10月に、加害者側に女性の住所を漏らされてプライバシーを侵害されたとして、女性の夫が市に1千100万円の支払いを求め、横浜地裁横須賀支部へ提訴し、2018年（平成30年）1月に裁判所は、市側の過失を認め110万円の支払いを命ずる判決を下した。

市では、本件の情報漏洩を国家賠償法第1条第2項に規定する「重大な過失」に当たると判断し、情報漏洩した当時の納税課職員に対し、損害賠償に係る求償権の行使を決定し、3月に賠償金の納付があった。

情報セキュリティ対策強化について

情報セキュリティのさらなる強化を図るため、2013年（平成25年）11月18日に市長を本部長とする逗子市情報セキュリティ推進本部を設置し、情報資産の人的、物理的セキュリティ対策を強化するため、本部長から次の事項が指示された。

1 情報セキュリティ対策基準等の改定

- (1) 生体認証等によるアクセス制御方式の導入を検討すること
- (2) 他人が認証した状態で情報システムを利用してはならないことなど

2 個人情報保護強化対策マニュアルの策定

- (1) 情報セキュリティ推進本部内に個人情報保護強化対策策定部会を設置
- (2) 個人情報の不正取得抑止、外部流出の防止及び各所管の業務に合わせた個人情報の保護レベルの統一を図るため、「個人情報保護強化対策マニュアル」を策定
- (3) 2014年（平成26年）5月1日から電話や窓口業務で個人情報を取り扱う際のマニュアルとして運用を開始

3 システム面での対応

- (1) ログイン認証を指の静脈による生体認証方式に変更

2014年（平成26年）8月から、パスワードによる認証方式から指の静脈による生体認証方式に変更した。

(2) 住基支援申出者を検索した場合の注意喚起画面の改修

従来は、赤文字で「住基支援申出」と画面上部に表示されていたが、対象者であることを見落すおそれがないよう、注意喚起のポップアップメッセージを画面全体で表示し、「住基支援申出」の表示も赤文字で点滅するよう画面の改修を行った。

4 研修の実施

(1) 個人情報保護及び情報セキュリティ等に関する研修の実施

5 その他情報セキュリティ対策の強化に関する研究

(1) 防犯カメラ等の導入の検討など

【 関連の事例 】

令和6年9月、川崎市の市税事務所による個人情報の漏えい事件

事件の概要：

令和6年1月5日、かわさき市税事務所で、川崎市職員が、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対象者である被害者の勤務先従業員を名乗る人物から、被害者の市税に関する問合せを電話で受けた際、誤って被害者の住所の一部を漏えいしたため、被害者に損害を与えたもの。

損害賠償額：61万7,990円

漏えいの状況：

(東京新聞 令和6年8月27日朝刊13面より引用)

「職員は対象者の情報を外部に伝えてはいけないと認識していたが、電話の相手が地名を挙げながら被害者の住所を尋ね始めたため、電話を切らず、被害者の住む町名が挙げられた際、一瞬言葉に詰まってしまったことで、相手に感づかれてしまったという。」

なお、損害賠償額は引っ越しやホテルへの一時避難にかかった費用。

情報提供と情報公開請求の違い

情報提供		情報公開請求
行政機関等が法的に義務づけられることなく、その自主・積極的な意思において、その保有情報を外部の者に提供すること。	概要	行政機関等が保有する情報を住民等からの請求に基づき、公開することを行政機関等に義務づける制度。
住民等の請求の有無にかかわらず実施	有無の請求	住民の個別・具体の請求に基づき実施
行政機関等が任意に行うもの	任意性	行政機関等が公開を義務づけられるもの
不特定多数の住民等が対象	対象	請求者が対象（請求は「何人（なんびと）」でも可） ただし、一度公開された情報に対しては、誰でもアクセス可能
住民全体のニーズを踏まえ、文書の加工及び新たな文書の作成可能	加工の可否	文書の加工及び新たな文書の作成不可
行政処分ではないので、審査請求をすることはできない	不服	行政処分であり、不服がある場合に審査請求をすることができる
広報誌の発行、行政資料の刊行・配布、報道機関への情報提供、財政状況の公表、PR用ちらし、窓口での資料配布、HP、SNS など	主なもの	起案文書、供覧文書、帳票、簿冊、台帳、 函面、写真、磁気ディスク、録音テープ、 ICレコーダーのデータ など

★ 普段から積極的な 情報提供 を心がけてください ★

第1号様式

情報公開請求書

令和7年4月2日

逗子市長

郵便番号 249-8686

住所 逗子市逗子5-2-16

氏名 逗子 しずお

電話番号 090-****-****

(法人その他の団体にあつては、
名称、所在地及び代表者の氏名)

逗子市情報公開条例第9条の規定により、次のとおり請求します。

公開方法 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 (□郵送等希望) 3 視聴取		
請求に係る 情報の内容	情報の件名又は知りたい事項の概要を具体的に記入してください。 令和6年4月2日、〇〇〇に関し、市長と〇〇自治会長が面談した際の記録		
	※主管部課名	※情報の処理年度	※ファイル名(簿冊名)
	長寿支援課	年度	
備考			

注 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※の欄は、係員にご相談の上、記入してください。

第4号様式

情報一部公開決定通知書

7 逗〇〇発第 123456 号
2025 年（令和 7 年）4 月 8 日

逗子 しずお 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚 印

令和6年6月27日に公開請求のありました情報については、次のとおり公開します。ただし、当該情報には公開することができない部分がある部分をご了承ください。

なお、この処分に対しては、逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起をすることができます。

請求に係る情報の内容	令和6年4月2日、〇〇〇に関し、市長と〇〇自治会長が面談した際の記録
閲覧等の日時及び場所	午前 午前 令和 年 月 日 時から 時までの間に、 午後 午後 ()にお越しください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当までご連絡ください。
公開することができない部分の概要及び理由	(公開することができない部分の概要) ①個人の氏名及び個人の資産に関する情報 ②土地の購入計画・交渉の方針に関する情報 (理由) 逗子市情報公開条例 第5条第2項第1号及び第3号ウに該当 ①自由な意見交換の中で言及された個人名等で特定の個人が識別される。 ②公開することにより、反復継続される同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げる恐れがある。
期間経過後の公開のお知らせ	●● 手続完了後 であれば、請求に係る情報の一部を公開することができますので、改めて公開の請求をしてください。
事務担当	市民福祉部 (事務局) 長寿支援課 電話番号 046-873-1111 内線 2036

公開できる時期が予め分かっている場合は記載する。

記入しきれない場合は、別紙を添付する。

- 備考 1 情報の閲覧等の際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 情報の公開により得た情報は、逗子市情報公開条例第14条の規定により適正に用いることとなっています。
- 3 「期間経過後の公開のお知らせ」欄は、請求に係る情報を非公開とする理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(※裏面に続く)

※この処分に対する逗子市情報公開条例による不服の申出、行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による訴えの提起について

- 1 この処分に不服がある場合には、逗子市情報公開審査委員に対して不服の申出ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に**逗子市長**に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（2の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事故事例

【ケース1】 一部公開決定(個人情報部分を非公開)文書中の個人情報の一部に
消し忘れ

個人情報部分を非公開とした場合は、必ず原本のコピーに黒塗りをした上で、もう一度コピーを取り、それでも透けて見えるようであれば再度コピーを取り、確認してから公開してください。(黒テープ等を活用してください。油性ペンは透けることがあります。)

特に、FAX文書等が公開請求対象情報に含まれている場合、FAX用紙の端に印字されている電話番号やFAX番号を見落としがちですので、注意してください。

【ケース2】 公開用のデータとして、エクセルの非公開部分のセルを黒塗りしてから PDF に変換したが、PDF をパソコンで操作すると黒塗りで隠れている文字が分かる状態になっていた

単純に PDF に変換しただけでは簡単な操作(コピー&ペースト、PDF 編集ソフト等)で隠れている文字が分かっけてしまいます。

データを黒塗りする場合は、必ず以下の対応をしてください。

- ・ 黒塗りしたデータを印刷し、印刷した紙をスキャンして公開用データにする。
- ・ 枚数が著しく多い等やむを得ない場合は、黒塗り箇所の文字を削除した上で黒塗りし、PDF にする。

【ケース3】 全部公開であるにも関わらず、原本ではなくコピーを公開

請求者に公開する情報は、原本公開が原則です。【条例第 12 条第 2 項 解釈参照】

全部公開の場合はすべてを、一部公開の場合も合理的な切り離しが可能な範囲で原本を公開してください。

【ケース4】 請求者に公開決定通知を交付する前に、所管課が公開対象情報を請求者に情報提供

請求から公開までの事務の流れは、公開請求受付→公開・非公開等の決定→請求者と公開日時の調整→情報公開課へ決定通知写しの送付→請求者へ決定等通知の送付→市政情報広場での対象情報の公開→閲覧・視聴取(写しの交付)という手順になります。

「情報提供」が可能な情報であれば、情報公開請求手続きをしていただく必要はありません。各所管で個別に対応してください。

情報公開請求として受け付けた場合は、請求人の属性等により便宜を図ることはできません。何人に対しても制度に則った閲覧・視聴取の手続きを行ってください。

【ケース5】 決定通知に記載する請求日、決定日、請求者名、請求情報名等の記載誤り及び記載漏れ（複数の課かいで発生）

確認漏れによるものです。

決定通知の内容は、各課かいにおいて、必ず請求書の内容と付け合わせて確認してください。

【ケース6】 旧様式データを使用したため、一部公開決定通知の審査請求等に関する教示文が異なる。（複数の課かいで発生）

各課かいで過去に作成した様式データを上書き使用したため発生したミスです。

実施機関の処分に対する不服等の救済方法(条例上の救済、審査請求、処分の取消しの訴え)については、請求者に正確に伝える義務があります。

法令改正等により教示文が変更になった場合は、様式も変更しますので、常にガルーン上の最新の様式を使用してください。

【ケース7】 保有個人情報の開示決定に際し、情報公開決定通知を使用

情報公開制度と個人情報保護制度は、それぞれ別の様式が定められています。

情報公開請求と比較すると保有個人情報の開示請求は件数が少ないため混同しがちですが、全く別の制度です。ガルーン上には、制度ごとにホルダーを分けて様式を掲載していますので、確認してから使用してください。

事務処理に当たっては、必ずハンドブックを参照の上、不明な点があれば情報公開課に確認していただくなど、**慎重な対応**をお願いします。